

1 要綱と要綱による補助金について

(1) 要綱について

- ① 磐田市における「土地利用要綱」の有無及び実情を伺う。
- ② 磐田市における、要綱の合法性を担保するための仕組みを伺う。
- ③ 要綱行政の典型として行政指導があげられるが、違法な行政指導に対する救済方法をどのように考えているのか、市長の見解を伺う。
- ④ 地方自治法 14 条第 2 項「普通地方公共団体は義務を課し、または権利を制限するには、法令の特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」とあるが、条例によらず、要綱で良いのはどのような場合なのか、市長の見解を伺う。
- ⑤ 申請方法とか給付とかを決めた、その要綱に従って申請しない限り給付を受けられない場合の、その要綱は市民の権利義務を規定するものではと考えるが、市長の見解を伺う。
- ⑥ 恒常性を伴う給付を要綱によって行おうとする場合、どのようにして恒常性を担保するのか、市長の見解を伺う。

(2) 要綱による補助金について

- ① 地方自治法 232 条の 2 「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる。」とあるが、「公益上必要」があるか否かは、だれがそして何を根拠に決めるのか、市長の見解を伺う。
- ② 下級裁判所の判決で、「補助金交付規則・補助金交付要綱は、交付手続上の内部手続を定めたにすぎず、交付決定に行政処分的性質を付与するものではない。」というものがある。この判決に対する市長の見解を伺う。
- ③ 下級裁判所の判決で、「地方公共団体が地方自治法 232 条の 2 に基づいて行う補助金は、法的には負担付贈与契約とされる。」というものがある。この判決に対する市長の見解を伺う。